

資料編

《 資 料 編 》

資料1	策定の経過	1
資料2	小郡市食料・農業・農村基本条例	2
資料3	小郡市食料・農業・農村政策審議会規則	5
資料4	小郡市食料・農業・農村政策審議会委員名簿	6
資料5	諮問書	7
資料6	答申書	8
資料7	明日の小郡の農業を考える会名簿	9
資料8	用語集	10

資料 1 策定の経過

日 付	内 容
平成 26 年 2 月 19 日～ 3 月 12 日	市民アンケート調査の実施
平成 26 年 2 月 25 日	小郡市食料・農業・農村政策審議会:第 1 回 (委嘱状交付、会長・副会長選出、計画策定手順の審議)
平成 26 年 2 月 28 日	小郡市議会都市経済常任委員会と小郡市食料・農業・農村政策審議会との意見交換会
平成 26 年 5 月 30 日	農業と食料問題講演会「国際化時代の農業と地域の課題」 中村学園大学及び中村学園大学短期大学部 甲斐論 学長
平成 26 年 7 月 2 日	明日の小郡の農業を考える会:第 1 回 (趣旨説明、自己紹介、自由な意見交換)
平成 26 年 7 月 18 日	明日の小郡の農業を考える会:第 2 回 (1 回目の意見を分野ごとに整理した資料を基に引き続き意見交換)
平成 26 年 8 月 8 日	小郡市食料・農業・農村政策審議会:第 2 回 (委嘱状交付、現状と課題及び計画骨子の審議)
平成 26 年 8 月 19 日	明日の小郡の農業を考える会:第 3 回 (課題の整理と解決のためのアイデア出し、将来像について持ち帰り検討)
平成 26 年 9 月 5 日	明日の小郡の農業を考える会:第 4 回 (農家視察と意見交換)
平成 26 年 10 月 1 日	明日の小郡の農業を考える会:第 5 回 (提言書の修正とりまとめ・提出)
平成 26 年 11 月 28 日	小郡市食料・農業・農村政策審議会:第 3 回 (明日の小郡の農業を考える会提言書の説明、諮問、計画素案の審議)
平成 27 年 1 月 14 日	小郡市食料・農業・農村政策審議会:第 4 回 (計画案の審議)
平成 27 年 2 月 13 日	小郡市食料・農業・農村政策審議会:第 5 回 (答申)

資料2 小郡市食料・農業・農村基本条例

平成25年9月27日

条例第34号

小郡市は、筑後川と宝満川が合流するデルタ地帯に位置し、中央部の平坦地と、北東部の花立山から連なる台地及び北西部のなだらかな丘陵地からなっている。そのため営農条件に恵まれ、先人たちの優れた技術とたゆみない努力により、豊かな農地をまもりながら、多種多様な農産物を生産してきた。

農業及び農村は、農産物を生産し、私たちの生命の源である食料を供給するばかりではなく、良好な景観の形成、水源のかん養、生態系の保全、洪水の防止等の多面的機能を有し、市民に健康で安全な生活環境を提供してきた。

しかしながら、近年の国際化や農産物の輸入自由化などの経済情勢、食の多様化や都市への一極集中などを背景として、農業従事者の減少や高齢化、食料の安全性への懸念など、食料、農業及び農村をめぐる様々な問題が発生している。

このようなことから、今後の本市の農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深めながら、地域で生産される農産物の域内での消費を促進することが必要である。

私たちはここに、市民、農業者及び農業団体、食品産業に関わる全ての事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の食料、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現に必要な基本的施策に関する事項を定めることにより、農業者の意欲の向上を図るとともに、食料、農業及び農村に対する市民の理解を深め、もって本市の農業及び農村の持続的発展並びに市民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され、供給されることにより、将来にわたって食料に対する市民の信頼が確保されるとともに、地域で生産される農産物の域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。

2 農業においては、農地、農業用施設その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業が営まれ、かつ、良好な自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、食料の生産のみならず、良好な景観の形成、水源のかん養、自然環境の保全、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的機能を有し、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備され、かつ、保全されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を推進する責務を有する。

(農業者及び農業団体の責務)

第4条 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、基本理念に示す農村における地域づくりの主体であることを認識し、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、収益性の高い、ゆとりある農業経営の確立に向け、創意工夫を生かした効率的な農業生産及び魅力ある農村づくりに主体的に取り組む責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 食品産業に関わる全ての事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な利用と消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる施策を食料、農業及び農村の基本的な事項として各々の施策相互の有機的な連携を図りつつ推進するものとする。

- (1) 消費者が安全で安心できる農産物を入手し、食及び農に対する信頼関係を築くため、消費者が求める産地情報の提供等の施策
- (2) 学校、家庭及び地域社会等と連携した食と農に関する教育による健全な食生活への理解の促進並びに地域で生産される農産物を使った地域特有の食文化の発展と継承に必要な施策
- (3) 農業経営に意欲のある担い手とその後継者の育成及び確保に必要な施策並びに女性農業者、高齢農業者、新規就農者等の多様な担い手の育成及び確保に必要な施策
- (4) 農業の生産基盤であるほ場、農道、用排水路及びため池等の整備並びに用水の確保、遊休農地の解消等による優良農地の確保に必要な施策
- (5) 農業及び農村に関する情報の提供、生産者と消費者の交流等による農業及び農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進に必要な施策
- (6) 需要の動向に応じた高品質優良農産物の生産、新たな需要を創出する品種及び品目の導入、産地銘柄の確立等による収益性の高い農業経営の確立並びに競争力のある産地の育成に必要な施策
- (7) 農業者及び農業団体、食品産業に関わる全ての事業者並びに消費者の連携の強化等による地域で生産される農産物の域内での流通及び消費の促進に必要な施策

- (8) 農薬及び肥料の適正な使用、家畜排泄物等有機物資源の有効利用による地力の増進等に基づく環境にやさしい有機農業の推進並びに自然循環機能の維持増進に必要な施策
- (9) 農業及び農村の持つ多面的機能を十分に発揮させるための環境整備の推進に必要な施策
- (10) 女性農業者の社会的経済的地位の向上、就業条件の整備及び農業政策等の意思決定への参画促進等の環境整備による男女共同参画社会の確立に必要な施策

(基本計画の策定)

第 8 条 市長は、前条に規定する基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く市民の意見が反映されるよう十分に配慮するとともに、第 11 条に規定する小郡市食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市長は、食料、農業及び農村をとりまく情勢の変化を勘案し、おおむね 5 年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第 2 項及び第 3 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第 9 条 市長は、本市の食料、農業及び農村の状況並びに基本計画に基づく施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

(推進体制)

第 10 条 市長は、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(審議会)

第 11 条 食料、農業及び農村に関する基本的事項並びに重要事項を調査審議するため、市に小郡市食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する重要な事項

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

資料3 小郡市食料・農業・農村政策審議会規則

平成25年10月10日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、小郡市食料・農業・農村基本条例(平成25年小郡市条例第34号)第11条第3項の規定に基づき設置する、小郡市食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員22人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 農業者

(3) 農業団体が推薦する者

(4) 消費者団体が推薦する者

(5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選任する。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境経済部農業振興課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月10日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に任命され、又は委嘱される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

資料4 小郡市食料・農業・農村政策審議会委員名簿

No	役職名	氏名	所属団体名	職名	区分
1	会長	甲 斐 諭	学校法人中村学園大学・ 中村学園大学短期大学部	学長	学識経験者
2	副会長	益 永 文 子	小郡市農業委員会	代表	各 団 体
3		平 岡 よし子	学校法人平岡学園	学園長	学識経験者
4		田 籠 久美子	小郡市健康を守る母の会	会長	各 団 体
5		柴 田 しづ子	小郡市商工会	女性部長	
6		佐々木 勉	小郡市食と農推進協議会	代表	
7		西 岡 美 勝	小郡市認定農業者の会	会長	
8		深 山 武 文 (溝 田 裕)	小郡市4Hクラブ	会長	
9		木 下 綏 子	おごおり女性協議会	代表	
10		岩 橋 友 美	小郡市一般公募委員		
11		草 場 利 勝	福岡県指導農業士		
12		西 岡 利 子	福岡県女性農村アドバイザー	代表	
13		能 塚 広 明	福岡県青年農業士		
14		福 田 保 孝	みい地区担い手営農組織連絡協議会	小郡地区代表	関係行政機関
15		井 手 隆 輝	みい農業協同組合	営農部長	
16		徳 永 美恵子 (龍 眞佐子)	福岡県朝倉農林事務所 久留米普及指導センター	地域振興課長	
17		松 尾 博 子	小郡市立大原小学校	栄養教諭	
18		速 水 信 也	小郡市	環境経済部長	

※()内は平成26年6月30日まで

[敬称略]

資料5 諮問書

26小農第1241号
平成26年11月28日

小郡市食料・農業・農村政策審議会
会長 甲斐諭 殿

小郡市長 平安正



小郡市食料・農業・農村基本計画について（諮問）

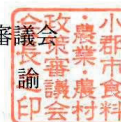
標記の計画について、小郡市食料・農業・農村基本条例第8条第2項の
規定に基づき、別添の小郡市食料・農業・農村基本計画（素案）について、
諮問いたします。

資料6 答申書

平成27年2月13日

小郡市長 平安 正知 殿

小郡市食料・農業・農村政策審議会
会長 甲斐



小郡市食料・農業・農村基本計画について（答申）

平成26年11月28日付26小農第1241号において依頼のありました標記の件について、小郡市食料・農業・農村基本条例第8条第2項の規定に基づき、本審議会に諮問されたので、5回にわたり慎重に調査・審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

本基本計画は、農業者をはじめとする市民の要望により制定された小郡市食料・農業・農村基本条例に基づき制定される計画であります。市が実施した「市民アンケート調査」の結果や「明日の小郡の農業を考える会」の提言並びに「パブリックコメント」の意見及び本審議会における審議結果も集約・取りまとめたものであり、市民の意見や食料・農業に関する団体の意見も反映させたものです。

市は、本審議会の答申に基づいて基本計画を策定し、基本計画に基づく施策を効果的に推進されることを要望いたします。

資料7 明日の小郡の農業を考える会名簿

氏 名	所 属 団 体 等 名	
田 籠 利 公	認定農業者（植木） 法人代表	
山 下 睦 雄	認定農業者（集落営農・法人） 副組合長	
権 藤 忠 幸	認定農業者（野菜） ・ （集落営農・法人） 組合長	
中 原 日 登 美	女性農村アドバイザー（直売所役員）	
永 利 侑 次	認定農業者（野菜） 法人代表	
白 木 秀 弥	認定農業者（野菜） J A みい 青年部	
永 利 司	認定農業者（花卉） J A みい 青年部 部長	
富 崎 高 志	小郡市商工会（副会長）	
釘 本 和 子	おごおり女性連絡協議会（事務局長）	
村 橋 理 恵	一般公募	
立 石 喜 美 子	栄養士	
平 岡 よ し 子	学校法人平岡学園（学園長）	オブザーバー
井 手 隆 輝	J A みい 営農センター 営農部（部長）	オブザーバー
徳 永 美 恵 子	久留米普及指導センター 地域振興課（課長）	オブザーバー

[敬称略]

資料8 用語集

【ア】

《アンテナショップ》

消費者の購買動向を探るための実験店舗。生産地や商品を不特定多数の消費者へPRする店舗の意味で使用されることもある。

【イ】

《遺伝子組換え食品》

ある生物から有用な遺伝子を取り出し、他の生物の遺伝子に挿入することで開発された有機体、またはそれらを原材料として加工された食品。主に流通しているものは、遺伝子組換え大豆やトウモロコシなど。

【エ】

《営農》

農業を営むこと。

《エコファーマー》

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について、認定を受けた農業者の愛称。

《援農》

農作業労働を手伝い、助けること。特に、消費者による生産状況の理解と農業の体験などのために、消費者が農作業を手伝うこと。

【カ】

《化学肥料》

化学的処理により製造される肥料。窒素・リン酸・カリウム的一种以上を水溶性の化合物として含む。硫酸アンモニウム・尿素・過リン酸石灰など。

《家畜排せつ物》

家畜（牛、豚、鶏など）の糞尿。

《家族経営協定》

農業経営に参画する者の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割や賃金、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いを実施し、立会人のもとで表明した協定。

《環境保全型農業》

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（「環境保全型農業推進の基本的考え方」平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）。

《観光農園》

農業を営む者が、観光客等の第三者にほ場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を觀賞させて代金を得ている事業のこと。6次産業の範疇(ちゅう)に入る。

【キ】**《GAP》**

Good Agricultural Practice (農業生産工程管理) の略。農業生産活動を行う上で、必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

【ク】**《グリーン・ツーリズム》**

都市の住民が豊かな自然や地域資源を求めて農山村を訪れ、農村文化、農村資源、農村生活や農業体験、また農畜産物を通じて地域の人たちと交流を行い、「農村を楽しむ」休暇や余暇のこと。観光と連携しているところから6次産業の範疇(ちゅう)に入る。ヨーロッパ諸国では、既に国民の間にグリーン・ツーリズムが定着しており、緑豊かな農山漁村が育ててきた自然、生活・文化ストックを広く都市の人々に開放し、これら市民が「ゆとり」や「やすらぎ」のある人間性豊かな農山漁村での余暇活動を楽しんでいる。

【ケ】**《経営所得安定対策》**

平成17年に大綱が定められた対策で、担い手に対して施策を集中する「品目横断的経営安定対策」、米の生産調整に係る「米政策改革対策」、農業基盤の保全に係る「農地・水・環境保全向上対策」の3つの政策にかかる対策。

《経営耕地面積》

農業経営のために耕作して農作物をつくる土地、田畑として利用している土地の面積。
(例:耕地100㎡を利用して、米作と麦作をする場合、経営耕地面積は200㎡となる。)

【コ】**《耕作放棄地》**

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。

《国土利用計画》

国土利用計画法に基づき、限りある国土の利用について、公共の福祉や自然環境の保全等に配慮して、総合的かつ計画的な国土利用を定めた計画。

《米政策改革大綱》

水田農業経営の安定と発展を図ることを目的に平成14年に決定された大綱。米づくりの本来あるべき姿とそれに至る手順、期間、需給調整や流通制度の改革の方向などが示された。

【サ】

《産学官共同》

産業（農業、商業、工業）、学術（大学、研究機関）、行政（国縣市）が、一つの目的のために力を合わせることをいう。例えば、加工食品の開発などをいう。

《産地づくり交付金》

平成16年度から実施された米政策における助成措置（旧転作奨励金）で、全国一律の要件・単価を見直し、国が示すガイドラインの中で、地域独自の提案により活用し、米の生産調整、地域独自の作物振興を実施するための交付金。

《施設栽培》

ガラス室、ビニールハウスなどの構造物内で、環境を人為的に調節し、周年栽培や生産性を高めることを可能にする栽培方法。

【シ】

《JA》

農業協同組合（Japan Agricultural Cooperative）の愛称。

《自然循環機能》

稲わらや家畜排せつ物等をたい肥として農地に還元することによって、土壌の物理性が改善され生産力が増進、養分として再び作物に吸収、土壌中の微生物が多様化する働きがある。このように、農業生産活動は自然界における生物を介在する物質の循環に依存するとともに、こうした循環を促進する機能を有している。

《市民農園》

都市の住民がレクリエーション、自家消費用の野菜や花の生産、高齢者の生きがいつくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

なお、市民農園整備促進法において、市民農園は、①「特定農地貸付法に基づき小面積の農地を非営利目的で短期間都市住民等に貸付けられる農地」、②「賃借権等の権利の設定は行わず、農作業の用に供される農地（農園利用方式）」、③「これらの農地に附帯して設置される農機具収納施設等を合わせていうこと」とされている。また、市民農園開設の認定を受けることにより、農地法の特例（転用許可不要）や都市計画法の特例（開発許可が可能）等といった措置の対象となる。

《周年出荷》

一年間を通して、出荷を行うこと。

《集落営農》

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農業生産を共同して行う営農活動 [1] 転作田の団地化、[2] 共同購入した機械の共同利用、[3] 担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取り組み内容は多様である。

《集落営農組織》

集落営農を実施している活動組織のこと。その内容は、構成員が共同購入した機械・施設を使用する共同利用形態、構成員が協業で作業に従事し、集約計算された収益金から配当を実施す

る形態、構成員のうち特定の機械作業（オペレーター）に作業を委託する形態など多様である。

《集落営農法人》

集落営農組織のうち、その活動を法人化（会社化）し、法人登記を行った営農組織のこと。組織構成員が賃金を受け取る形式なので、収入が安定することから後継者が集まりやすいとされ、地域農業の維持・発展の切り札と言われている。

《食育》

食育（Food education）とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

《食育基本法》

平成17年7月に食育基本法が施行され、「食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康増進と豊かな人間形成に資する」とされている。小郡市においては、この法律に基づき平成24年8月に「小郡市食育推進計画」を策定した。

《食の外部化》

女性の社会進出や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況が生じている。また、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品やそう菜、弁当といった「中食」の提供や市場の開拓等に進展がみられている。こういった動向を総称して「食の外部化」という。

《食品表示制度》

食品の表示は、消費者にとって、その食品の品質を判断し選択する上でなくてはならないものであり、一般消費者向けのすべての飲食料品について品質表示基準が定められている。

品質表示基準は、生鮮食品を対象とした生鮮食品品質表示基準と容器包装に入れられた加工食品を対象とした加工食品品質表示基準に大別され、生鮮食品であれば名称や原産地、加工食品であれば名称、原材料名、内容量、賞味期限又は消費期限、保存方法、製造者の氏名及び住所等を表示することが義務付けられている。

また、玄米や精米、水産物、遺伝子組換え食品などの品質表示基準や、個別の食品に適用される品質表示基準が設けられている。さらに、食賄の表示はJAS法による表示のほか、食品衛生法に基づく期限表示やアレルギー表示等、計量法に基づく内容量表示など、様々な法律で定められており、JAS法以外の法律で表示しなければならない項目もある。

《食料自給率》

国内の食料消費が、国内生産品でどの程度賄えているかを示す指数のこと。なお、「カロリーベースの総合食料自給率」とは、人1人が1日で摂取する熱量(カロリー)のうち、国産のものがどのくらいあるかを示したもの。計算式は1人1日当たり国産供給熱量/1人1日当たり供給熱量となり、平成24年度は942kcal/2430kcal=39%となっている。

《食料・農業・農村基本計画》

食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、閣議決定により定める計画。食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を内容とする。情

勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。平成12年3月に初めて策定され、平成22年3月に見直しが行われた。

《食料・農業・農村基本法》

国家社会における食料・農業・農村の位置付けを明確にするとともに、新たな基本理念の下に講ずべき施策の基本方向を明らかにする法律として、農業基本法に代わって、平成11年7月に制定された。

基本理念として[1]食料の安定供給の確保、[2]多面的機能の発揮、[3]農業の持続的な発展、[4]農村の振興を定めるとともに、この実現を図るため、食料・農業・農村基本計画を策定することや、食料・農業・農村のそれぞれの分野について講ずべき施策を定めている。

《女性農村アドバイザー》

農業振興、農村の活性化に関する意見や情報の提供、女性農業者の社会的地位向上のために活動する指導的な女性農業者を県が任命する。

《新規就農者》

- 自営農業就農者：農家世帯員で、生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。
 - 雇用就農者：新たに農業法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者（外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。）をいう。
 - 新規参入者：土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、新たに農業経営を開始したした者。
- 以上の合計をいう。

【ス】

《水源のかん養》

水資源の確保、洪水の防止、河川の保護等のために、雨水が田畑に保持される。農業の多面的な機能のひとつ。

《スローフード》

北イタリアで始まった現代人の食生活を見直そうとする運動。伝統的な食材や料理を守ること、質の良い素材を提供できる小規模生産者を守ること、消費者に味の教育を進めることにより、各地に残る食文化を尊重し、将来に伝えていく取り組み。

【セ】

《生態系の保全》

水田や畑が自然との調和を図りながら適切にかつ持続的に管理されることにより、植物や昆虫、動物等の豊かな生態系で構成された二次的な自然が形成・維持される。

《生物多様性》

遺伝子・生物種・生態系のレベルで多様な生物が共存していること。その経済的価値に加えて、多様性そのものに固有の価値があるとされる。農業の多面的な機能のひとつ。

《生物多様性の保全》

水田がかんがい用水路により河川と連結して、原生自然に比べてより多様な生物相を示すなど、生物多様性を保全する。

【夕】

《堆肥》

植物などを腐らせてつくった有機肥料。

《第6次産業》

農業、水産業は、産業分類では第一次産業に分類され、農畜産物、水産物の生産を行うものとされている。だが、六次産業は、農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通、販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというものである。ちなみに六次産業という名称は、農業本来の第一次産業だけでなく、他の第二次・第三次産業を取り込むことから、第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になることをもじった造語である。

《多面的機能》

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

【チ】

《地域水田農業ビジョン》

米政策改革大綱で示された改革の方向を実現するため、各地域において、今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向をとりまとめた計画。

《地域固有の食文化》

地元の食材を使った伝統的な料理や調理方法及び食事マナーなどの地域固有の食文化。

《地産地消》

「地産地消」とは、「地域で生産されたものをその地域で消費すること」をいう。「地域」とは、具体的にここからここまでと明確に範囲を決めることは出来ないと考えられ、地産地消に取り組むそれぞれの人の思いに応じて、自分の集落の範囲であったり、市町村の範囲であったりする。

また、地産地消は、単に地域の食材を消費するだけでなく、「もの（食材）」をとおして「ひと（心）」がつながることが原点であり、食文化の伝承と活用、生産者の生きがいや消費者の安全・安心・信頼、さらには、食を柱としたいいきいきとしたむらづくり、まちづくりなど地域づくりへつながっていく。

《直売所》

農産物直売所とは、生産者（農家）自身が自ら販売営業する店舗のことで、その経営形態には、JA（農業協同組合）がメインになって活動している所（比較的規模が大きい）、生産者（農家）の方々が組合などの法人・団体を独自に作り経営している所、また近年では、主要道路沿いの休憩所として設置されている「道の駅」内に地域のお土産などを扱う店と併設されている所も

多く見られる。

《地力》

土壌の性質に由来する農地の生産力。

【テ】

《TPP》

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP：Trans-Pacific Partnership、またはTrans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）は、2006年5月にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国加盟で発効した経済連携協定。加盟国間の経済制度、即ち、サービス、人の移動、基準認証などに於ける整合性を図り、貿易関税については例外品目を認めない形の関税撤廃をめざしている。環太平洋経済協定、環太平洋連携協定、環太平洋パートナーシップ協定とも呼ばれる。

2015年までに協定国間の貿易において、工業品、農業品、金融サービスなどをはじめとした全品目の関税を原則として完全撤廃することにより、貿易自由化の実現を目指すFTA（自由貿易協定）を包括するEPA（経済連携協定）である。

《定年帰農》

農村出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り、農業に従事すること。また、出身地を問わず、定年退職者が農村に移住し、農業に従事することも含まれる。

《転作作物》

米の生産調整により、水田で栽培される主食用の水稲以外の作物。生産調整実施者で要件を満たした者に対しては、転作作物の栽培面積に応じ、産地づくり交付金の交付などが実施されている。

【ト】

《特別栽培農産物》

生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況のこと）に比べて、化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素分量が50%以下で栽培された農産物。特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに生産の原則等が定められている。特別栽培農産物のうち、米の場合を特別栽培米という。

《土地利用型農業》

効率的な土地利用を前提とした、主に水田を中心とした米・麦・大豆・露地野菜などを栽培する農業経営のこと。

《鳥インフルエンザ》

人間のインフルエンザとは異なったウイルスで鳥類に伝染するインフルエンザ。特に強い病原性を示すものは「高病原性鳥インフルエンザ」という。国内では、2004年に約80年ぶりに発生した。現在のところ、鶏肉や卵を食べての感染報告はない。

《トレーサビリティ・システム（流通経路情報把握システム）》

食品の流通経路情報（食品の流通した経路及び所在等を記録した情報）を活用して食品の追跡と遡及を可能とする仕組み。これにより、事故発生時の原因究明や食品回収、品質管理の向上

や効率化、消費者に伝える各種情報の充実等に資することが期待される。

【二】

《担い手》

「効率的かつ安定的な農業経営及びそれを目指して経営改善に取り組む農業経営者」を「担い手」とする。即ち「担い手」を「農業の経営体」と位置づけている。

《担い手への農地の利用集積》

認定農業者などの農業の担い手に対し、農地の利用権や使用貸借権といった権利や農作業の委託を集積し、経営規模の拡大を支援すること。

《認定農業者（制度）》

効率的で安定的な魅力ある農業経営を目指す農業者が、5年後の経営目標に向かって作成した「農業経営改善計画」を市の基本構想に照らし合せて認定した経営体、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとするもの。

【ノ】

《農家民宿》

農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいいます。

《農家レストラン》

農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいいます。

《農業経営改善計画》

概ね5年後を目指した「農業経営の拡大」、「生産方式の合理化」、「経営管理の合理化」、「農業従事の態様の改善」など大きく4つの目標と、その目標達成のための措置を、農業者自らが記載した計画書。この計画書の記載内容が、市町村の基本構想と照らして妥当であると認定された農業者が、「認定農業者」となる。

《農業経営基盤強化促進基本構想（基本構想）》

市町村が、都道府県の策定する基本方針に即し、地域の実情を踏まえて策定する当該市町村の農政推進のための目標を取りまとめたもの。当該市町村における①育成すべき農業経営の目標とすべき所得水準等の基本的考え方、②営農類型毎の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標、③こうした経営に集積すべき農用地の割合の目標等を内容とする。

《農業産出額》

農産物の生産量に、農家の庭先取引価格を乗じて求めた金額で、農業粗生産額とも呼ばれる。

《農業施設用地》

耕作又は養畜の業務のために必要な、畜舎、温室、農器具収納施設などの農業用施設で、農水省令で定める施設の用地として使用される土地。

《農業従事者》

15歳以上の世帯員のうち、農林業センサス調査期日前1年間に自営農業に従事した者。

《農業就業人口》

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、農林業センサス調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者と農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者の合計。

《農業集落》

市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理や農機具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭その他生活面にまで及ぶ密接な結び付きのもと、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。

《農業生産法人》

農地等の権利を取得できる法人のこと。農地法では、農地等の権利を取得できる法人は、原則として、農業生産法人の要件を満たすものに限られている。

《農業振興地域》

農業振興地域の中に、農用地区域と多用途区域（農用地区域外）がある。農用地区域は、向こう10年間の長期にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として指定された区域で、農業の近代化や公共投資の計画的推進など、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる地域。

《農業団体》

農業に関係する公的な事業を行う団体（JA、土地改良区等）。

《農業の自然循環機能》

稲わらや家畜排せつ物等をたい肥として農地に還元することによって、①「土壌の物理性が改善され生産力が増進する」、②「養分として再び作物に吸収される」、③「土壌中の微生物が多様化する」。このように、農業生産活動は自然界における生物を介在する物質の循環に依存するとともに、こうした循環を促進する機能を有しており、これを総称して農業の自然循環機能という。農業の持続的な発展には、自然循環機能の維持増進を図っていくことが重要なため、食料・農業・農村基本法において、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずることとされている。

《農地・水・環境保全向上対策》

品目横断的経営安定対策の導入に合わせ、平成19年度から実施されている。農業者と農業者以外の地域住民を含む地域の共同活動により、農道や農業用水等の資源や環境の保全を図る対策。

《農用地区域》

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定める、農用地（田・畑・樹園地）として利用すべき土地の区域。

《農林業センサス》

我が国の農林業における生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握する

ことによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施される。FAO（国際連合食糧農業機関）が提唱した「1950年世界農業センサス要綱」に準拠した「1950年世界農業センサス」を昭和25年2月に実施し、これ以降10年ごとにFAOが策定する「世界農業センサス要綱」に基づいて「世界農業センサス」を、その中間年に我が国独自の「農業センサス」を行っている。

【ハ】

《バイオエタノール》

主にトウモロコシやサトウキビなどから製造されるエタノール。米国、ブラジルでの利用が多く、2カ国で世界のエタノール生産量の7割を占める。

《バイオマス》

再生可能な生物由来の有機性資源（化石資源を除く）を利用した産業資源のこと。家畜糞尿や飼料作物等を利用した研究が進められている。

《H A C C P》

原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析（HA）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（CCP）を継続的に監視・記録する工程管理システムのこと。

HAは、Hazard Analysis（危害要因の分析）の略。CCPは、Critical Control Point（重要管理点）の略。

1993年に、FAO/WHO 合同食品規格委員会が、H A C C Pの具体的な原則と手順（7原則12手順）を示し、食品の安全性をより高めるシステムとして国際的に推奨している。

《販売農家》

経営耕地面積が30a以上又は1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家のこと

【ヒ】

《人・農地プラン》

農業が厳しい状況に直面している中、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があることから、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」を作成し、集落・地域における将来の農業の担い手を支援していくための計画づくり。

《肥料》

土壌をこやし、植物の生育に役立って増収をもたらす効果をもつ土壌・植物に施す物質。窒素・リン・カリウムは肥料の三要素と呼ばれる。

《品目横断的対策》

品目ごとに講じられていた経営安定対策を意欲と能力のある担い手（認定農業者や集落営農組織）に限定して支援する政策のこと。この政策の要件として、農地面積の規定があったことから作業の集団化や組織化が進んだ。

【フ】

《ファストフード》

ファストフードとは、短時間で調理、あるいは注文してからすぐ食べられる手軽な食品や食事のこと。

《ファーマーズマーケット》

ファーマーズマーケット（Farmer's Market）とは、主にその地域の生産者農家が複数軒集まって、自分の農場でつくった農産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場である。本来ならば「生産者自らが店先で販売する」という形態をもってファーマーズマーケットと称されるべきであるが、ただ単に直売所に過ぎないものであるに関わらず、ファーマーズマーケットと銘打っている場合も見受けられる。

《複合経営》

農産物販売収入1位の部門の販売金額が、総販売金額の6割未満となっている、農産物の経営部門が複数ある経営のこと。

《福岡県減農薬・減化学肥料認証》

制度農薬の散布回数（成分回数）が県基準の半分以下、かつ化学肥料の使用量も県基準の半分以下で、農産物を生産することを認証する制度。生産者に対しては生産管理記録・ほ場確認及び残留農薬検査を実施し、認証農産物は、店頭モニタリングで表示状況の確認を行っている。該当農産物には、「福岡県認定農産物」のラベルが添付され、生産履歴を確認することができる。

《ブランド化（農産物のブランド化）》

特定の地域の農産物を識別し、他の地域のものとは差別化することを意図した名称、言葉、シンボル、デザイン、又はその組み合わせ。その「名称」が、差別化を意味する記号として買い手によって認識され、また、その農産物が評価され、信頼され、購入したいと思っはじめて意味を持つもの。ブランド化が目指されるのは、ブランド化が成功すると、競争優位性（価格の優位性、高いロイヤリティ、ブランド拡張力）を獲得できるため。（例）福岡の主なブランドとして、苺の「あまおう」や米の「夢つくし」「元気つくし」などがある。

《文化の伝承》

日本の年中行事や祭事の多くは、豊作を祈る祭事等に由来しており、このような行事や地域独自の祭り等の文化を、農業活動を通じて伝承する。

【ホ】

《ポジティブリスト制度》

平成15年度の食品衛生法の改正に伴い、平成18年5月29日から実施されている「残留農薬等に関する規制の強化」に係る制度。具体的には、全食品に残留農薬基準が設定されることで、全ての農薬等が規制の対象となり、基準（一定量）を超えた農薬が残留する食品（加工品含む）は、回収義務や販売の禁止、流通の規制などの強制処分が行われる。

《ほ場》

作物を栽培する農地のこと。

《ほ場整備》

小さな区画の農地を大きな区画に整理し、併せて用排水路や農道などを計画的に配置し、生産性を向上させるための整備。

【ミ】**《道の駅》**

道の駅は、特定交通安全施設等整備事業により、道路管理者の行う自動車駐車場（簡易パーキングエリア）の整備（直轄事業・補助事業）で、駐車場、トイレ、道路情報ターミナル等の道路施設であり、安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩のための施設である。

また、人々の価値観の多様化により、沿道地域の文化、歴史、名所、特産物などの情報を活用し多様で個性豊かなサービスを提供する施設へと変化してきている。

さらに、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待されている。こうしたことを背景として、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設として「道の駅」がある。

【ユ】**《有害鳥獣》**

鳥獣保護法の中で、農林水産物への被害や生活環境の悪化をもたらすとされている動物。代表的なものは、イノシシ、カラスなど。

《有機物資源》

家畜糞尿、食品残渣（生ゴミ）、剪定枝等の生物由来の有機化合物で農業生産に役立つ要素

《有機農業》

農薬や化学肥料を使用しない、または使用量を減らして安全な食料生産をめざす農法や農業

《有機JAS認証制度》

有機JAS認証制度とは、農林水産大臣に登録した第三者機関（登録認定機関）が、有機農産物等の生産行程管理者（農家や農業生産法人等）や製造業者を認定し、認定を受けた者が、有機農産物や有機加工食品について、有機JAS規格に適合しているかどうかを格付けし、その結果、適合していると判断されたものに有機JASマークを付し、「有機」の表示ができる制度。

《遊休農地》

耕作に利用されていない農地。耕作放棄地と異なり米の生産調整により、一時的に耕作しない土地も含まれる。

《優良農地》

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。

【リ】

《良好な景観の形成》

農業の営みを通じ、農地と農家の家屋、その周辺の水辺や里山等が一体となった良好な農村の景観を形成する。

【ロ】

《露地栽培》

生育期間のほとんどが、被覆資材等を使用せずに、自然環境下の地面で栽培を行う栽培方法